

○管理職手当に関する規則第2条ただし書に規定する職等の指定について
(昭和48年4月1日岡人委第23号通知)

(沿革)

昭和49年	4月16日第	16号	昭和50年	4月	9日第	21号	
昭和51年	4月	1日第	2号	昭和52年	4月	1日第	5号
昭和53年	4月	1日第	10号	昭和53年12月26日第	216号		
昭和54年12月26日第	188号		昭和56年	4月	1日第	5号	
昭和57年	4月	1日第	1号	昭和58年	4月	1日第	2号
昭和59年	3月31日第	285号	昭和60年	3月15日第	328号		
昭和60年	4月	1日第	2号	昭和60年12月24日第	263号		
昭和61年	4月	1日第	2号	昭和62年	4月	1日第	2号
昭和63年	4月30日第	55号	平成元年	3月27日第	291号		
平成元年	4月	1日第	14号	平成2年	3月	5日第	283号
平成2年	3月31日第	304号	平成3年	3月14日第	286号		
平成3年	4月	1日第	3号	平成4年	4月	1日第	2号
平成5年	4月	1日第	5号	平成6年	4月	1日第	10号
平成6年12月22日第	275号		平成7年	3月13日第	366号		
平成7年	3月31日第	384号	平成8年	4月	1日第	2号	
平成8年	5月31日第	49号	平成9年	3月21日第	264号		
平成9年	4月	1日第	1号	平成10年	2月27日第	223号	
平成10年	4月	1日第	1号	平成11年	4月	1日第	5号
平成12年	3月31日第	297号	平成13年	3月30日第	323号		
平成14年	4月	1日第	4号	平成15年	4月	1日第	8号
平成16年	4月	1日第	238号	平成17年	3月22日第	201号	
平成18年	3月31日第	213号	平成19年	3月30日第	228号		
平成21年	3月31日第	191号	平成22年	3月23日第	192号		
平成22年	3月25日第	195号	平成22年	3月30日第	198号		
平成23年	3月31日第	243号	平成24年	3月	6日第	204号	
平成25年	2月26日第	270号	平成25年	3月29日第	295号		
平成26年	3月24日第	261号	平成27年	3月31日第	357号		
平成28年	3月18日第	312号	平成28年	3月29日第	318号		
平成30年	3月23日第	311号	令和2年	3月10日第	429号		
令和4年	3月25日第	354号	令和5年	3月14日第	336号		
令和6年	3月	6日第	303号	改正			

管理職手当に関する規則（昭和29年岡山県人事委員会規則第5号）第2条ただし書に規定する職及びその職に係る支給割合について、次のとおり定めたので通知します。

記

組 織		職	区 分
知事部局	本 庁	<p>総括参事（所掌する業務の困難性等を考慮して人事委員会が特に認める職に限る。）</p> <p>参事（所掌する業務の困難性等を考慮して人事委員会が特に認める職に限る。）</p>	五 種
		<p>副課長（人事課及び財政課の事務を所掌する職並びにこれらに相当すると人事委員会が特に認める職に限る。）</p> <p>総括参事（政策推進課の事務を所掌する職及びこれに相当すると人事委員会が特に認める職に限る。）</p> <p>参事（政策推進課及び人事課の事務を所掌する職及びこれらに相当すると人事委員会が特に認める職に限る。）</p>	六 種
教育委員会	学 校	<p>校長（学校の規模、所掌する業務の困難性等を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い特に選定した学校に限る。）</p>	五 種
		<p>校長（学校の規模、所掌する業務の困難性等を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い選定した学校に限る。）</p>	六 種
		<p>校長（18学級以上の小学校、15学級以上の中学校、9学級以上の高等学校、12学級以上の特別支援学校及びこれらに相当するとあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い選</p>	七 種

		定した学校に限る。)	
		教頭（18学級以上の小学校、15学級以上の中学校、9学級以上の高等学校、12学級以上の特別支援学校及びこれらに相当するとあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い選定した学校に限る。)	九種
警察	本部	理事官（警務課次長に限る。)	五種
		組織犯罪対策官	六種
	警察署	副署長（岡山中央、岡山西、岡山南、倉敷及び津山に限る。)	五種
		副署長（岡山東、備前、玉野、児島、水島、玉島、笠岡及び美作に限る。)	六種